

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

緊急事態宣言下における「8月16日～8月31日」期間中の部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

沖縄県緊急共同メッセージが発出され「8月1日～8月15日」の期間中の自粛要請を受け、令和3年8月3日付け名市教委第906号にて市内小中学校の部活動について通知したところですが、依然として感染の急拡大に歯止めがかからない等、極めて憂慮すべき状況が続いております。

つきましては、8月16日（月）から8月31日（火）までの期間中の部活動については下記のとおり変更します。

なお、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 1 8月16日（月）から8月31日（火）までの期間中の部活動は原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。
 - (1) 九州・全国へ派遣されるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、2時間以内、必要最低限の人数にて行うことができる。
 - (2) 九州・全国の予選を兼ねる県大会及びコンクール等に限り、大会2週間前から練習することができる。その際は、学校長の許可の下、2時間以内、必要最低限の人数にて行うこと。
 - (3) 上記(1)(2)において練習が許可された場合、2学期が再開している学校については平日90分以内、土日休日は2時間以内、早朝練習なしとする。
- 2 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
- 3 期間中の練習試合や合同練習は行わないこと。
- 4 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と市教育委員会で協議すること。

※屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

※合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

※地域のスポーツクラブ等に通う児童生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

【部活動を行う際の留意点】

- 発熱等の風邪症状等がある場合には、児童生徒や指導者も参加しないよう徹底すること。
- 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないように徹底すること。
- 検温等、健康観察の実施を徹底すること。
- 児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。
- 活動を見守るだけでなく、顧問や指導者、部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ児童生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）
- 部活動前後に、児童生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等含む）

【添付資料】別紙

◇本件担当◇
名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事 諸見 秀幸
Tel:0980-53-1212(内385)/ Fax:0980-53-7825
E-Mail : gakkyou02@city.nago.lg.jp

